



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>●地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)抜粋      第四条 厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>●地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）抜粋      二 地域における健康危機管理体制の確保      1 健康危機管理体制の確保      都道府県、政令市(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号。以下「令」という。)第一条に規定する市をいう。以下同じ。)及び特別区は、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書を作成するとともに、これらの手引書、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)に基づく予防計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。)に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、各保健所及び地方衛生研究所等において健康危機対処計画を策定する必要がある。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法</p> <p>第3条第4項 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。</p> <p>第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>地方自治法 第252条の14（事務の委託） 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。</p>





法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>医師法 第16条の2第1項（臨床研修） 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	石綿による健康被害の救済に関する法律



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>地域保健法第二十一条</p> <p>第二十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域内の地域保健対策に係る業務の状況を勘案して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるもののうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。</p> <p>② 前項の規定による要請を受けた者(以下「業務支援員」という。)を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じて同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。</p> <p>③ 業務支援員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員として第一項に規定する業務又は助言を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、第一項の規定による要請に応じて行つた同項に規定する助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務支援員でなくなつた後においても、同様とする。</p>



# 事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	保健師の人材育成マネジメント業務		

事業概要	<p>「茅ヶ崎市に暮らす人がその人らしく、心豊かに生活できる」ような保健活動を実践できる保健師の育成を目的として、キャリアレベルに応じた専門性研修や専門性面接を実施するほか、保健師活動の活性化に向けた様々な取組を企画し実践します。また、保健師活動アドバイザーを雇用し、保健師の公衆衛生活動に関し、専門的な立場から指導・助言をいただき、事業の質の向上と、保健師の人材育成の充実を図ります。</p> <p>その他の取り組みとして、感染症や災害時等の健康危機発生時に庁内保健師が組織横断的な対応ができるよう、体制整備を図ります。</p> <p>人材育成と同時に、人材確保のための取り組みも行い、保健師の就職先として本市を希望してもらえるよう、積極的な情報発信を行ってまいります。</p>
------	--

	活動名	活動種別	活動時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	国からの調査依頼、報告に対する対応	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	保健師間の連絡調整	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	統括保健師業務	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	活動領域調査	統計調査・集計						■	■		■	■	■		
5	保健師研修・会議参加調整	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	保健師活動アドバイザーによる助言・指導	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	保健師の専門性面接	事務作業全般	■	■	■			■	■	■		■	■	■	
8	庁内保健師活動連絡会議	庁内調整・会議	■	■		■	■		■	■		■	■		
9	庁内保健師活動連絡会（災害部会）	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10	庁内保健師活動連絡会（人材育成部会）	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11	管内保健師研修（新任期）	職員向け研修	■	■	■	■									
12	管内保健師研修（中堅期）	職員向け研修				■	■	■	■						
13	管内保健師研修（管理期）	職員向け研修							■	■	■	■			
14	保健師人材確保	市民等向け研修・講座				■	■	■	■				■	■	■
15	インターン受け入れ	市民等向け研修・講座			■	■	■	■	■						

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>「厚生労働省防災業務計画第2編第2章第6節第3の3」  公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣受入  1 被災都道府県・市町村は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17、災害対策基本法第30条第2項及び第74条の規定等により、その他の都道府県・市町村に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。  2 被災都道府県・市町村は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる第2第1項への対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省第2編 災害応急対策第2章 保健医療に係る対策健康・生活衛生局に被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。  3 厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請数等を確認し、被災都道府県以外の都道府県と応援派遣に関する調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者の健康管理に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの応援要請を待たずに被災都道府県以外の都道府県に対し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。</p> <p>「防災基本計画第2編第2章第8節の1」  国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	地域保健法第3条で「地域保健従事者の資質の向上に努めること」が、市町村、都道府県および国の責務として規定されている。



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	





法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	